

事務事業見直しについて

1. 目標額の設定

目標額設定の考え方

まずは、令和8年度当初予算編成に向けた財源不足に対応
その上で、将来に向けては、財政調整基金に頼らない財政構造を目指す

R7当初財政調整基金等繰入額 **36億円** ...将来に向けた改善必要額

— R8当初財政調整基金活用可能見込額 **18億円**

R7人事院勧告に伴う給与改定
分は影響額が不明であるため
未反映
《参考》R6給与改定に係る
一般財源必要額 10.7億円

18億円

...短期の改善目標額

- ・ ふるさと納税の推進 : 1 . 0 億 円
- ・ ネーミングライツの確保 : 0 . 5 億 円
- ・ 使用料・手数料の改定 : 1 . 0 億 円
- ・ 公債費負担の減 : 5 . 0 億 円
- ・ **事務事業の見直し : 5 . 0 億 円**
- ・ R7 予算減額補正 : 5 . 5 億 円

18.0億円

2. 見直し素案について

- 費用対効果や市民生活への影響などを踏まえ、財務部・総務部・政策企画部で作成
- 見直し区分

- A・・・廃止
- B・・・縮小
- C・・・見直し
 - ・C-1 C-2,C-3以外の見直し
 - ・C-2 財源調整による見直し(受益者負担等)
 - ・C-3 DXの活用等による見直し
- D・・・将来に向けた見直しを検討

※ A～Cは令和8年度当初予算に向けて見直し
Dは令和8年夏頃までに見直しの方向性を検討

- 今後のスケジュール

- ・9月 9月定例会での報告
(総務常任委員会)
- ・9月～1月 関係機関との協議(所管部局)
- ・2月 予算査定で最終意思決定

事務事業見直しについて

3. 見直しの考え方

- 1 将来の状況に柔軟に適応できる効率的で持続可能な行政への転換を図る
- 2 全ての事業は必要性があって実施している。この見直し案は、以下の3つの考え方に基づき、シビアに検討した結果

- 社会情勢に合わせて内容を刷新すべき事業
- 受益者が極端に少ない又は一部の団体等に限られる事業
- 市民生活への影響が少ないと考えられる事業

4. 見直し項目

見直し項目		見直し内容
全庁一律	(1) 研修や講演会に係る講師謝金	経費削減を図るとともに、職員の能力向上を図るため、研修や講演会での講師について、職員による対応を原則とし、 講師謝金等の予算を全額削減 する。
	(2) 職員出張旅費	経費削減を図るため、インターネット環境のより積極的な活用等を行い、 旅費に係る予算を50%削減 する。
	(3) 公用携帯電話	経費削減を図るとともに、職場間の公平性を確保するため、 公用携帯電話を原則廃止とし、予算措置は虐待対応・救急活動等に限定 する。
	(4) 新聞購読	新聞購読に係る予算について、 フロアで一つ ⇒ 庁舎で一つに削減 する。
	(5) テレビ配置	経費削減を図るため、 テレビ配置を原則廃止 する。
	(6) 郵送料	SMS(ショートメッセージサービス)の活用等により、全庁の 郵送料30%削減 を目指す。

事務事業見直しについて

見直し項目		見直し内容
全庁一律	(7) コピー代	ペーパーレスの徹底により、全庁の コピー代30%削減 を目指す。(トナー・用紙代含む)
	(8) 図書の新除・追録	電子図書の活用により、 全庁の図書の加除・追録費用を削減 する。
	(9) 各種表彰制度	各種表彰制度について、 <ul style="list-style-type: none"> ・表彰状筆耕料の削減(原則、庁内印刷で対応) ・記念品代を可能な限り削減 ・表彰頻度を隔年や数年に一度に見直し などの見直しを行う。
	(10) 非常勤特別職の先進地視察	民生委員や農業委員の先進地視察について、 毎年→3年に1回 に見直しを行う。(任期中に1回とする)
	(11) イベント関連経費	イベント関連経費について、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントは、原則、市民や団体などの自立・自走による運営として、公費の投入は行わない。 ・イベント立ち上げ時など、支援が必要な場合は、原則として3年間で期限とする。 ・現在、公費を投入して開催しているイベントは、自立・自走に向けて具体的な計画の策定及び関係団体等との協議を進める。
	(12) 市民講座開催事業	各種市民講座について、 目的や対象者、頻度、受益者負担などを改めて整理 し、見直しを進める。
	(13) デイサービス事業	各種デイサービス事業について、 目的や対象者、頻度、受益者負担などを改めて整理 し、見直しを進める。

事務事業見直しについて

見直し項目			見直し内容
個別事業	(14)	個別事業	全ての事務事業を点検し、見直しの考え方に沿って見直し事業を選定し、 (A) 事業の 廃止 (B) 事業の 縮小 (C) 事業の見直し(受益者負担等の 財源調整による見直し 、 DXの活用等による見直し 、 それ以外の見直し) (D) 将来に向けた見直し 検討 に区分して見直しを進める。

5. 事務事業見直し以外の取組について(並行して実施)

- (1) 業務執行体制の見直しによる会計年度任用職員等の適正配置
- (2) 国等への派遣職員の廃止検討
- (3) 各種団体への負担金支出の適正化
- (4) 外部委員による協議会等の設置数及び委員数の削減検討
- (5) 姉妹都市・友好都市関連経費の見直し
- (6) 遊休資産の積極的な売却徹底による財産収入の増
- (7) 官公庁等からの視察対応の有料化検討
- (8) 宿泊税の導入検討

など